

東海村地域防災計画【原子力災害対策計画編】

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって村民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害に関しては、「東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に準じて対応するものとする。

第2節 計画の用語

本計画において、以下の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災対法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 2 原災法 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- 3 本計画 東海村地域防災計画
- 4 安全協定 原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定
- 5 村 東海村
- 6 県 茨城県
- 7 村民 村内在住・在勤者・通学者
- 8 住民 村内在住者

第3節 計画の性格

1 村の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、村の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編、原子力災害対策指針及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

村等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるように対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 村地域防災計画における他の災害対策との関係

本計画は、「東海村地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであり、本計画に定めのない事項については「東海村地域防災計画（地震災害対策計画編、津波災害対策計画

編、風水害対策計画編)」により対応する。

3 計画の修正

本計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は村の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

4 計画の周知徹底

本計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては村民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災対策に関し、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、村地域防災計画地震災害対策計画編第1章第2節に定める「各機関の業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 村

- (1) 地域防災計画(原子力災害対策計画編)の作成及び修正
- (2) 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- (3) 消防対策
- (4) 村災害対策本部の設置・解散
- (5) ボランティアの受け入れ
- (6) 住民に対する広報及び情報伝達
- (7) 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限
- (8) 原子力災害医療措置への協力
- (9) 被ばく者、一般傷病者の救急搬送
- (10) 飲食物の摂取制限等
- (11) 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
- (12) 環境中の放射性物質の除去等
- (13) 各種制限措置の解除
- (14) 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- (15) 国、県が行う原子力防災対策等に対する協力

2 村教育委員会

- (1) 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- (2) 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- (3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

3 県

- (1) 地域防災計画(原子力災害対策計画編)の作成及び修正
- (2) 環境放射線の監視
- (3) 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- (4) 県災害対策本部等の設置・解散
- (5) 自衛隊・国の専門家等の派遣要請、受け入れ

- (6) 所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示、指導、助言及び協力
- (7) 隣接県、市町村等への防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
- (8) ボランティアの受け入れ
- (9) 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施
- (10) 県民に対する広報及び情報伝達
- (11) 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
- (12) 原子力災害医療措置の実施
- (13) 飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
- (14) 緊急輸送及び必要物資の調達
- (15) 環境中の放射性物質の除去等
- (16) 各種制限措置の解除
- (17) 被害状況の調査及び被災者の生活の支援

4 県教育委員会

- (1) 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- (2) 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- (3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

5 県警察本部

- (1) 防護対策区域に係る立入制限、交通規制、住民の避難誘導等の警備

6 指定地方行政機関

関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整
- (2) 警察通信の確保と統制
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報

関東財務局

- (1) 地方公共団体に対する災害融資
- (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
- (3) 国有財産の無償貸与

関東信越厚生局

- (1) 関係職員の現地派遣
- (2) 関係機関との連絡調整

関東経済産業局

- (1) 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力
- (2) 生活必需品、普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保
- (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営確保
- (4) 被災中小企業の振興

茨城労働局

- (1) 労働者の被ばく管理の監督指導
- (2) 労働災害調査及び労働者の労災補償
- (3) 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示

関東農政局

- (1) 主要食糧の需給調整
- (2) 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
- (3) 災害時における生鮮食料品等の供給
- (4) 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請
- (5) 風評被害等の防止対策

関東地方整備局

- (1) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- (2) 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- (3) 活動体制の確立
- (4) 災害復旧に関すること
- (5) 大規模災害発生時の T E C – F O R C E (緊急災害対策派遣隊) の派遣
- (6) 大規模災害発生時のリエゾン (情報連絡員) の派遣

関東森林管理局

- (1) 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 国有林野内の放射性物質の汚染対策

関東運輸局

- (1) 自動車運送業者に対する運送協力要請
- (2) 自動車及び被災者、災害必需物資等の輸送調整
- (3) 応急海上輸送の輸送力の確保

東京航空局 (百里空港事務所)

- (1) 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
- (2) 飛行場使用の相互調整

第三管区海上保安本部 (茨城海上保安部)

- (1) 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達
- (2) 避難に関する情報の伝達・避難誘導等
- (3) 海上における緊急時モニタリングの支援
- (4) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
- (5) 海上における救助、救急活動
- (6) 緊急輸送に関すること
- (7) 海上における治安の維持

東京管区気象台 (水戸地方気象台)

- (1) 気象状況の把握
- (2) 気象に関する資料・情報の提供
- (3) 緊急時モニタリングへの支援

関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更
及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施 (臨機の措置)

(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

7 自衛隊

- (1) 緊急時モニタリングの支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の捜索援助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療、救護
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 危険物の保安及び除去
- (9) その他災害応急対策の支援に関すること

8 指定公共機関

東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- (1) 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保

株式会社NTTドコモ（茨城支店）

- (1) 防災関係機関や避難所等の通信の確保

KDDI株式会社

- (1) 防災関係機関や避難所等の通信の確保

日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
- (3) 金融機関の業務運営の確保
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施
- (5) 上記各業務にかかる広報

日本赤十字社（茨城県支部）

- (1) 医療救護活動の実施
- (2) 原子力災害救助への協力
- (3) 救援物資の配分

日本放送協会（水戸放送局）

- (1) 広報
- (2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

東日本高速道路株式会社（関東支社）

- (1) 高速自動車国道等の交通の確保

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

- (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
- (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
- (3) 原子力防災に必要な教育・訓練

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

- (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
- (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
- (3) 原子力防災に必要な教育・訓練

日本原子力発電株式会社

- (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
- (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
- (3) 原子力防災に必要な教育・訓練

東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

- (1) 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力

日本通運株式会社（茨城支店）

- (1) 災害対策用物資の輸送への協力

東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること

日本郵便株式会社（関東支社）

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

東京瓦斯株式会社（東部事業本部）

- (1) 災害時におけるガスの供給に関すること

9 指定地方公共機関

医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、一般社団法人那珂医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

- (1) 原子力災害医療等の医療救護活動への協力
- (2) 健康影響調査（健康診断等）への協力

運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）

- (1) 避難者及び災害対策用物資の輸送協力

報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）

- (1) 広報
- (2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

社会福祉法人東海村社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること
- (2) 生活福祉資金の貸し出しに関すること
- (3) 避難行動要支援者（村に居住する要配慮者）のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難行動の支援

ある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものをいう。以下同じ。) の避難誘導に関するこ

10 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

農業協同組合

- (1) 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導
- (2) 食糧供給支援

森林組合

- (1) 汚染林産物に関する対策の指導

漁業協同組合

- (1) 漁船等への広報協力
- (2) 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導

東海村商工会

- (1) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん

学校法人

- (1) 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- (2) 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- (3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

公益社団法人茨城原子力協議会

- (1) 広報
- (2) 県・市町村が実施する原子力災害応急対策への協力

原災法対象事業所（指定公共機関としての業務を除く）

- (1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
- (2) 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
- (3) 防災上必要な社内教育及び訓練
- (4) 自衛防災組織の充実・強化
- (5) 環境放射線監視の実施及び協力
- (6) 通報連絡
- (7) 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置
- (8) 災害状況の把握及び報告
- (9) 緊急時モニタリングの実施及び協力
- (10) 原子力災害医療活動の実施及び協力
- (11) その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力

その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）

- (1) 緊急時モニタリングへの協力
- (2) その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力

報道機関（日本放送協会（水戸放送局）、株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く）

- (1) 広報
- (2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

公益社団法人茨城県診療放射線技師会及び公益社団法人茨城県臨床検査技師会

- (1) 原子力災害医療活動への協力
- (2) 健康影響調査（健康診断等）への協力

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき区域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

(1) 火災、爆発等による放射性物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質はブルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

(2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

村には多くの原子力事業所があり、そこで扱われる放射性物質の種類、量、使用方法は様々である。

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設、原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力災害対策指針に示されている「予防的防護措置を準備

する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）のめやす」を基準とする。なお、実用発電用原子炉の場合においては、村の全域が予防的防護措置を準備する区域（P A Z）とする。

原災法対象事業所、「P A Z」及び「U P Z」は資料 1.6.1、資料 1.6.2、資料 1.6.3 のとおりである。

第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針に基づく以下の示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Z及びU P Z周辺において、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。（資料 1.7.1）

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

第2節 原子力事業所との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

（1）村は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。

協議が整ったときは、原子力事業者に対して必要に応じて条件を附して文書でその旨を回答するものとし、協議が整わなかった場合についても、その理由等を通知する。

（2）村は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、これを受理する。

第3節 報告の徴収と立入検査

- (1) 村は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて、以下の方法により確認する。
- 1) 村は、必要に応じ、安全協定に基づき、原子力事業者から報告を徴収し、適時適切な立入調査を実施する。
 - 2) 村は、必要に応じ、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。
- (2) 立入検査を実施する村の職員は村長から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

第4節 原子力防災専門官との連携

村は、本計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所の原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）と密接な連携を図る。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

村は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理、輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

村は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 村と関係機関相互の連携体制の確保

村は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。（資料2.6.1）

- 1) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- 2) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- 3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- 4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、

代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

（2）機動的な情報収集体制

村は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

また、村は、原子力や防災の知識を有する住民等からの情報を収集する体制の整備を図る。

（3）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

（4）非常通信協議会との連携

村は、国、県、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時的重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

（5）移動通信系の活用体制

村は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

（6）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

村は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

（1）人材の育成・確保及び専門家の活用体制

村は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

（2）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

村は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

（3）環境放射線レベルの監視

村は、原子力施設周辺における環境放射線レベルを常時把握するため、県環境放射線監視センター並びに関係原子力事業所による環境放射線監視データの県東海地区環境放射線監視委員会における評価に参加するとともに、空間線量率については、モニタリングステーションの測定結果を監視する。

また、村は、必要に応じ、モニタリングを実施する。

（4）防災対策上必要とされる資料

村は、国、県及び原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設及びオフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。（資料 2.6.2）

3 通信手段・経路の多様化

村は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国及び県と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信

連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の整備

村防災行政用無線局については、同報系とし、可聴範囲外地域の解消に努める。

(2) 災害に強い伝送路の構築

村は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

村は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

(4) 災害時優先電話等の活用

村は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(5) 通信輻輳の防止

村は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(6) 防災情報ネットワークシステムの整備

村は、国、県及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力緊急支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）と協力し、避難対象区域の表示、対象区域内の住民リスト等一元的な防災情報を収集するための村防災情報ネットワークシステムの整備に努める。

(7) 非常用電源等の確保

村は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。

(8) 保守点検の実施

村は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第7節 緊急事態急体制の整備

村は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

村は、情報収集事態（村内で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態）若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためにマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

(2) 災害対策本部体制等の整備

村は、安全協定に基づき原子力事業者から通報のある事故・故障等で環境への有意な放射性物質等が放出される、若しくは放出されるおそれのある場合及び実用発電用原子炉施設以外の原子力施設から警戒事態の通報を受けた場合に、村長を本部長とする災害対策連絡会議を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策連絡会議の設置場所、職務権限、連絡会議の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、連絡会議運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

村は、実用発電用原子炉施設における警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合及び内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、村長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに村の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。(資料 2.7.1)

(4) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

村は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織する。なお、同協議会は国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、村及び関係周辺市町村のそれぞれ災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委託された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、村は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議し定めておく。(資料 2.7.2)

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング状況の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺都道府県、村、関係周辺市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、村は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議し定めておく。

2 長期化に備えた動員体制の整備

村は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

3 防災関係機関相互の連携体制

(1) 村は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係周辺市町村、警察、自衛隊、海上保安庁、消防機関、医療機関、原子力事業者、指定（地方）公共機関等と、本計画（原子力災害対策計画編）作成及び修正、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて、平常時より密接な連携を図る。

(2) 村は屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求める。

ることができるよう、連携調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

4 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

村は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

5 自衛隊との連携体制

村は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行つておく。

6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

村は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、村は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

7 オフサイトセンター

- (1) 村は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出する。
- (2) 村は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。
- (3) 村は、オフサイトセンターとの連絡を密にするための通信手段を整備する。
- (4) オフサイトセンターは、自然災害や避難のための立ち退きの指示を受けた区域に含まれるなどにより使用できない場合には、移転先を「つくば国際会議場」又は「茨城県教育研修センター」とする。

8 モニタリング体制等

村は、国の統括の下設置される緊急時モニタリングセンターとの連絡体制を構築しておく。

9 専門家の派遣要請手続き

村は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

村は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行う。

11 複合災害に備えた体制の整備

村は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

村は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

村は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を策定する。

また、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、実用発電用原子炉施設における施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。以下同じ。）の避難、及び原子力緊急事態宣言発出時にはPAZ内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築する。

さらに、実用発電用原子炉施設以外の原子力施設の事故による原子力緊急事態宣言発出時にはUPZ内の屋内退避を実施することとし、放射性物質の放出後、OIL1又はOIL2が検出された地域においては、避難又は一時移転が可能な体制を構築する。

その際、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、村の境界を越えた広域の避難計画が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図る。

なお、避難に当たっては、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は、同一地域に確保するよう努める。

2 避難所等の整備

（1）避難所等の整備

村は、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難や避難退域時検査等の場所とするため管理者の同意を得た上で、避難生活を送るための指定避難所及び災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。（資料2.8.1）

指定緊急避難場所等の指定に当たっては、災害の影響により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、村は村外への広域避難も想定して、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するとともに、広域避難する際の集合場所となる一時集合場所の整備に努める。

なお、避難所を確保する際の面積の目安については、感染症対策やプライバシーの確保等に配慮し、県が定めた「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を踏まえ、1人当たり3m²以上とする。

（2）避難誘導用資機材、移送料用資機材・車両等の確保

村は、県等と連携し、広域避難も想定して、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を確保する。

（3）広域一時滞在に係る応援協定の締結等

村は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法について定めるよう努める。

（4）被災者支援の仕組みの整備

村は、平常時から、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

（5）避難所における設備等の整備

村は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

（6）物資の備蓄に係る整備

村は、県と連携し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

3 避難行動要支援者に関する措置

（1）村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

（2）村は平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び戸別避難計画を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

（3）村は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 村は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。
- 1) 避難行動要支援者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。
 - 2) 避難行動要支援者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。
 - 3) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。
- (2) 村は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。
- なお、村は、県の助言のもと、災害時避難行動要支援者避難支援計画等の整備に努める。
- (3) 病院等医療機関の管理者は、県及び村と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び村と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び村と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等を作成する。

また、村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、大規模店舗等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

7 住民等の避難状況の確認体制の整備

村は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、村が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

8 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

村は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービ

スを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

村は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

10 避難所・避難方法等の周知

村は、避難や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。村は、国、県及び原子力事業者と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について整理しておく。

また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

村は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

村は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

村は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

村は、村の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、村の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

村は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

村は県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

村は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制等の整備

村は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、PAZ内の住民等及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておく。

また、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努める。

【事前配布体制の整備】

(1) 村は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民等による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。

(2) 村は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、県、関係医療機関と連携し、対象者向けの配布会を開催し、下記事項について、原則として医師による説明を行う。また、配布会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。

なお、配布会に加えて医師会及び薬剤師会と連携し、地域の薬局においても事前配布を行うものとする。

- ア 配布目的、予防効果
- イ 服用支持の手順及びその連絡方法
- ウ 保管方法、服用時期
- エ 健康被害、副作用、過剰服用

(3) 村は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会で上記の説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布する。

(4) 村は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限前に回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布する。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努める。

【緊急時における配布体制の整備】

(1) 村は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

(2) 村は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。

【共通事項】

村は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努める。

5 消火活動体制の整備

村は、平常時から県及び原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 村は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(2) 村は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

7 防災に必要な資機材の管理及び保守

資機材管理担当者は、防災に必要な資材及び機材について保管量、配備場所、使用状況等を把握し、適時点検、整備を行い、必要に応じて補給する。また、管理及び保守の状況を記録し、保管する。

8 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 村は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(2) 村は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 村は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、地域住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

(2) 村は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、村防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

(3) 村は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

(4) 村は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(5) 村は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(1) 村は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。方法は広報誌、パンフレット等の配布、ビデオ、ホームページ等各種の方法を活用し、住民が理解しやすく、具体的な内容とする。

- 1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2) 原子力施設の概要に関すること
- 3) 原子力災害とその特性に関すること
- 4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5) 原子力災害時に、村、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- 6) 避難所、一時集合場所等に関すること
- 7) 要配慮者等への支援に関すること
- 8) 原子力災害時にとるべき行動
- 9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

(2) 村は教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(3) 村が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

(4) 村は、避難状況の確実な把握に向けて、村が指定した避難所以外に避難をした場合等には、村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

(5) 村は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第15節 防災業務関係者の人材育成

村は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射性物質、放射線の性質
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (6) モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- (7) 原子力災害時の広報に関する知識
- (8) 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- (9) 原子力災害時に村、県及び国等が講じる対策の内容
- (10) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (11) 原子力災害時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (12) 放射線原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (13) その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 村は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に示す防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。
 - 1) 災害対策本部等の設置運営訓練
 - 2) オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
 - 3) 緊急時通信連絡訓練
 - 4) 緊急時モニタリング訓練
 - 5) 原子力災害医療訓練
 - 6) 住民に対する情報伝達訓練
 - 7) 住民避難・交通規制訓練
 - 8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- (2) 村は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、村が含まれる場合には、村は、住民避難及び住民に対する情報提供等村が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2 訓練の実施

（1）要素別訓練等の実施

村は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

（2）総合的な防災訓練の実施

村は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

村は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意するものとする。

村は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、原子力災害時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

また、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第17節 原子力施設上空の飛行規制

1 飛行規制の要請

県は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、東京航空局（百里空港事務所）等に対し、原子力施設上空の飛行規制措置が遵守されるよう要請する。

2 違反航空機に対する措置

飛行規制の対象となる原子力施設の長及び村長は規制措置違反飛行の事実を知ったときには、県に通報するとともに、東京航空局（百里空港事務所）長等関係当局に対し、違反航空機の調査及び必要な措置を講じるよう求める。

3 航空交通管制機関との連携

県は、原子力災害時に自衛隊、県防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平素から東京航空局（百里空港事務所）等と協議、調整を図つておく。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

（1）事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

- （2）事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- （3）事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。
- （4）村及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第19節 災害復旧への備え

村は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

- （1）情報収集事態が発生した場合
 - 1）原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。
 - 2）村は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- （2）警戒事態が発生した場合
 - 1）原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設

敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

2) 村は、国、県、関係周辺市町村、支援・研修センター等と連携して、通報の内容について、また、あらかじめ作成した広報文例に従い住民がとるべき当面の行動の指針について、住民及び報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

3) 事故発生事業者の原子力防災管理者は、通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

また、その後の事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、かつ定期的に村、県、関係周辺市町村、県警察本部、消防機関、支援・研修センター及び国に連絡するとともに、報道機関に対し、定期的に広報を実施する。

4) 村は、国、県、関係周辺市町村、支援・研修センター等関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

（3）原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生の通報があった場合

1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに次に掲げる事項を村、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係周辺市町村、県警察本部、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。

- ①原子力事業所の名称及び場所
- ②施設敷地緊急事態の発生箇所
- ③施設敷地緊急事態の発生時刻
- ④施設敷地緊急事態の種類
- ⑤検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
- ⑥その他施設敷地緊急事態の把握に参考となる情報

2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について村をはじめ官邸（内閣官房）、県及び県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

また、PAZを含む市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

3) 村は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

4) 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に隨時連絡するものとされている。

2 応急対策活動情報の連絡

（1）施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 1) 原子力事業者は、村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
 - 2) 村は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
 - 3) 村は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
 - 4) 村及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
 - 5) 村は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
- (2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）
- 1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、村は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
 - 2) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。
- 村は、国の現地対策本部、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- 3) 村は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、村が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。
 - 4) 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、村及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 通信の確保

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

村は、事象の進展応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力を行う。

第3節 災害対策本部等の設置

1 職員の配備基準

職員の配備基準は、資料3.3.1のとおり定める。

2 職員の動員配備体制の決定

(1) 職員の配備の決定

職員の動員配備体制の区分は、原子力事業所からの通報及び放射線監視データ等に基づき、村長が決定する。ただし、村長が不在かつ連絡不能の場合は、副村長又は教育長が代行する。

(2) 職員の動員

村民生活部長は、動員配備体制の決定に基づき、応急対策等実施のため、必要な職員を動員する。

1) 動員の伝達系統

動員伝達系統を資料3.3.2、資料3.3.3に示す。

なお、動員の伝達については、村民生活部長の指示に基づき防災原子力安全課長が行う。

2) 動員の伝達手段

①勤務時間中における動員の伝達

防災原子力安全課長は、庁内放送及び庁内電話により、職員に対し動員の伝達をする。

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、防災原子力安全課長は課員の使送により、動員伝達担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。

②勤務時間外における動員の伝達

防災原子力安全課長は、職員緊急招集システム等を用いて災害対策本部本部員、本部事務局員、防災原子力安全課職員に動員の伝達をする。

3) 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、村民生活部長に報告し、村民生活部長は村長、副村長、教育長に報告する。

〔報告事項〕

- ・部、班名
- ・動員連絡済人員数
- ・動員連絡不可能人員数及び同地域
- ・登庁人員数
- ・登庁不可能なため最寄りの地域拠点等に非常参集した人員

(3) 非常時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水、ラジオ等の携行に努める。

3 災害対策連絡会議の体制

(1) 災害対策連絡会議の設置基準

災害対策連絡会議は、1)の場合、必要に応じ設置し、2)3)の場合は設置する。

- 1) 安全協定に基づき原子力事業者から通報のある事故・故障等で環境への有意な放射性物質等が放出される、若しくは放出されるおそれのあるとき
- 2) 実用発電用原子炉施設以外の原子力施設において警戒事態発生の通報があったとき

3) その他特に村長が必要と認めたとき

(2) 災害対策連絡会議設置の決定

村長は、村民生活部長及び防災原子力安全課長から収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、災害対策連絡会議を設置する。ただし、村長が不在かつ連絡不能の場合は、副村長、教育長が代行する。

(3) 災害対策連絡会議の組織

災害対策連絡会議は本部長を村長、副本部長を副村長、教育長、構成員を関係部課長、防災原子力安全課職員とする。(資料 3.3.4)

また、災害対策連絡会議では、以下の事項を迅速かつ的確に行う。

1) 災害対策本部を設置するにいたるまでの措置

2) 災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置

なお、災害対策連絡会議の庶務は、防災原子力安全課が行う。

(4) 災害対策連絡会議の廃止基準

災害対策連絡会議は、以下の場合に廃止する。

1) 災害対策本部が設置されたとき

2) その他村長が必要なしと認めた場合

4 災害対策本部の体制

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、以下の場合に設置する。

1) 実用発電用原子炉施設において警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報があったとき

2) 内閣総理大臣が原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき

3) その他特に村長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部設置の決定

村民生活部長の報告をもとに村長が状況を判断し、必要と認めたときは、災対法第23条第1項の規定に基づき設置する。ただし、緊急を要し、村民生活部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災原子力安全課長が代行する。また、村長が不在かつ連絡不能の場合は、副村長、教育長が代行する。

(3) 災害対策本部の組織

災害対策本部は本部長を村長、副本部長を副村長、教育長、構成員を関係部課長、防災原子力安全課職員とする。(資料 3.3.5, 資料 3.3.6)

1) 各部の編成及び分掌事務

災害対策本部に置く部の編成及び分掌事務については、資料 3.3.7 のとおりとする。

なお、喫緊の課題が生じた場合、各部各班はその緊急性に応じて、災害対策本部の本部長(以下「本部長」という。)の指示に基づき流動的かつ重点的に業務を行う。

2) 活動体制別職員配備数

活動体制別職員配備数の基準は、資料 3.3.8 のとおりとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努める。ただし、本部長は、災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

3) 災害対策本部会議

本部会議は本部長、副本部長、本部員をもって組織し、応急対策上重要な事項を協議する。なお、各部長は、災害情報、応急対策の状況、その他必要な事項について、隨時、本部会議に報告する。

4) 災害対策本部事務局

本部に災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

事務局の組織は、防災原子力安全課とし、事務局長は防災原子力安全課長とする。

（4）災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、以下の場合に廃止する。

1) 本部長が、原子力緊急事態解除宣言を踏まえ、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

2) その他特に村長が必要なしと認めた場合

5 関係機関との連携

（1）防災関係機関相互の連携

村は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、国、県及び原子力事業者等関係機関から情報等を得るなど連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、相互に緊密な情報交換を行う。

（2）現地事故対策連絡会議への職員の派遣

本部長は、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

（3）国等との情報の共有等

本部長は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、村が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について隨時連絡するなど当該職員を通じて国、県、関係周辺市町村、支援・研修センター等との連絡・調整、情報の共有を行う。

（4）原子力災害合同対策協議会等への出席等

本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

また、本部長は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、オフサイトセンターにおいて、住民がとるべき行動の基本的指針（避難・屋内退避等の措置など）の検討・協議、緊急時モニタリング計画の策定、交通規制・住民の避難誘導の検討・協議の活動に、あらかじめ定められた職員を従事させるものとする。

第4節 関係機関等への応援及び派遣要請等

1 専門家の派遣要請

村は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国に対して専門家等の派遣を要請する。

2 応援要請

村は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

村は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

3 職員の派遣要請等

本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

4 原子力防災要員等の派遣要請

本部長は、施設敷地緊急事態発生事業所に対し、原子力防災要員等の派遣を要請する。派遣された原子力防災要員等は、村の指示に基づき、必要な業務を行う。

5 自衛隊の派遣要請等

本部長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、本部長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

村は、初期段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

(1) 村は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

(2) 村は、住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(3) 村は、地域住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及び環境への影響とその予測、モニタリングの結果、住民のとるべき行動指針等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、村が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行

う。

(4) 村は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町村及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 村は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(6) 村は、避難状況の確実な把握に向けて、村が指定した避難所以外に避難をした場合等には、村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

2 原子力事業者の行う広報

原子力事業者は、事故の状況、自ら行う応急対策の実施状況等について、報道機関等に対し定期的に広報を行う。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 村は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

(2) 村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第6節 避難・屋内退避

1 避難・屋内退避等の防護措置の実施

(1) 実用発電用原子炉の場合

1) 村は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を行う。

2) 村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした予防的防護措置（避難）を行うこととする。

3) 村は、全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、

P A Z 内の避難を指示した場合は、P A Z 内の予防的防護措置（避難）を行うものとし、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

4) 村は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、村は、避難所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供する。

5) 村は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供する。

6) 村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すものとする。

(2) 実用発電用原子炉施設以外の原子力施設の場合

1) 村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、U P Z 内屋内退避の緊急防護措置の準備を行う。

2) 村は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避の指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請する。

なお、感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が発せられている間は原則換気を行わないものとする。

また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して避難することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備しているU P Z 外の避難先へ避難する。

ただし、一時集合場所において一時的に滞在する場合、安定ヨウ素剤の緊急配布場所において屋内で配布する場合、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うこととする。

3) 村は、国及び関係機関が実施する緊急時モニタリングにより、O I L 1 又はO I L 2 に該当する地域が生じた場合は、国の指示又は独自の判断により、避難のための立ち退きの指示を行う。

4) 村は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

5) 村は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

6) 村の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示す。

2 避難所の開設等

(1) 村は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 村は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について村及び県に提供するものとする。

(3) 村は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものとなるよう努める。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(4) 村は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、村は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

なお、村は県と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。

(5) 村は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(6) 村は、避難所における感染症防止対策として、自然災害の場合と同様に、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染症対策を実施する。

(7) 村は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(8) 村は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(9) 村は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不

足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

3 広域一時滞在

- (1) 村は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるとともに、村が「災害時における相互応援に関する協定」を締結している他の都道府県の市町村への受入れを当該市町村と直接協議する。
- (2) 村は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。
- (3) 県は、村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。
また、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村からの要請を待ついとまがないときは、村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を村に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を村に代わって行うものとされている。

4 緊急時の住民等の被ばく線量の把握

村は、県が原子力災害対策指針に基づき、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得ながら、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するために行う甲状腺被ばく線量モニタリング及び緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査に協力する。

5 安定ヨウ素剤の服用

村は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用に当たっての注意を払った上で、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

6 避難行動要支援者への配慮

村は、発災時には、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

7 要配慮者への配慮

- (1) 村は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるもの

とする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、村又は県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、大規模店舗等の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

10 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

村は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

11 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 村は、県及び関係機関と協力し、避難所等において必要となる飲食物、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、供給・分配を行うものとする。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 村は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 村及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

第7節 治安の確保及び火災の予防

村は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 国は、放射性物質が放出された後、OHLに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。村は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

(2) 村は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

(3) 村は、原子力災害対策指針に基づいたO/Iの値（資料3.8.1）や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第9節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

村は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材

2) 避難者等の搬送

3) 国の現地対策本部長、県、所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急モニタリング要員等及び必要とされる資機材

4) 避難所、一時集合場所を維持・管理するために必要な人員、資機材

5) 一般医療機関、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターへ搬送する傷病者、被ばく者等

6) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

7) その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

1) 村は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

2) 村は、人員、車両等の調達に関して、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。

3) 村は、2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

4) 村は、避難車両における感染症対策として、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

また、放射性物質による被ばくを避ける観点から、窓の開放等による換気は行わないことを基本とするが、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程

度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努める。

2 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

交通規制の実施にあっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずる。

村及び県道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第10節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 村は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2) 村は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 村は、村内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

- 1) 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- 2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- 3) 村への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療措置

村は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

第11節 防災業務関係者の防護対策

1 防災業務関係者の安全確保

(1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、国があらかじめ定めた緊急時対応対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準を適用する、又は同基準を参考として、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとされている。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとされている。

本県における当該防災業務関係者の属する組織は、原子力災害対策指針に示される放射線業務従事者の平時における被ばく限度である実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv（ただし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とし、実効線量で100mSv）を参考として、あらかじめ指標を定めておくこととする。

(2) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被爆の可能性がある

環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

2 防護対策

- (1) 現地災害対策本部長は、必要に応じて、被爆の可能性がある環境下で活動するその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- (2) 村は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護は、上記1(1)の基準又は指標に基づき行う。
- (2) 村は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- (3) 村の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- (4) 村は、被ばくの可能性がある環境下で活動する村の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (5) 村は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第12節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 村は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。
- (2) 村は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第13節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し込みが寄せられるが、村は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

村は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ

せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

（2）義援金の受入れ

村は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

村は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

村は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直す。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

村は、国、県、関係周辺市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

村は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限・摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民等の記録

村は、県と連携して、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 被害調査

村は、県と連携して、住民等の原子力損害に係る賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項

に起因して住民等が受けた被害を調査し、資料を整備する。

- (1) 避難・屋内退避等の措置
- (2) 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- (3) 立入禁止措置
- (4) その他必要と認める事項

3 災害対策措置状況の記録

村は、県と連携して、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 村は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 村は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。村の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 村は、県と連携して、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 住民等の健康影響調査等の実施

- (1) 村は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、防護対策を講じた住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施する。
- (2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

村は、国及び県の協力を得て、風評被害の影響を可能な限り取り除き、農林水産業、商工業、観光業等への影響を軽減するための対策として、テレビ、ラジオ、インターネット、各種広告等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを実施する。

第10節 事故に関する住民等への広報

村は、事故の発生原因、環境放射線モニタリング等の結果、健康被害、環境被害など災害の状況をとりまとめ住民等へ公表する。

第11節 被災中小企業等に対する支援

- (1) 村は、国及び県の協力を得て、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。
- (2) 村は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

第12節 心身の健康相談体制の整備

村は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する